六　区域管理者以外の当該区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
七　当該区域において配置販売によつて販売し、又は授与する医薬品の第百四十八条第二項第八号イからニまでに掲げる区分
八　当該区域において併せ行う配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

2　法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第五号又は第六号」と、同条第四項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「前項第二号」とあるのは「第百五十九条の二十一第二項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

**第百五十九条の二十二**　法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　卸売販売業者の氏名（卸売販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
二　営業所の名称
三　営業所の構造設備の主要部分
四　相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
五　営業所管理者の氏名又は住所
六　放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
七　当該営業所において併せ行う卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

2　法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、「管理者」と、同条第四項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「前項第二号」とあるのは「第百五十九条の二十二第二項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

（休廃止等の届書の様式）

**第百五十九条の二十三**　店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を再開した場合における法第三十八条第一項又は第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

第百六十条第四項中「第八条及び」及び後段を削る。

第百七十三条の見出し並びに同条第一項第四号及び第四項中「譲受」を「譲受け」に改める。

第百七十四条第一項中「第十条の規定により変更の届出をしなければならない」を「第十条第一項の厚生労働省令で定める」に改め、同条第二項中「前項の」を「法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の規定による」に改め、同条第三項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第百七十五条第三項中「譲受」を「譲受け」に改める。

第百七十六条第一項中「第十条の規定により変更の届出をしなければならない」を「第十条第一項の厚生労働省令で定める」に、「所在地は」を「所在地を」に改め、同条第二項中「前項の」を「法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の規定による」に改める。

第百七十七条中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第百八十条第四項中「第八条及び」を削り、「「地方厚生局長」に改め、「、「前条」とあるのは「第百八十条第四項において準用する前条」と」を削る。

第二百九条の二の見出し中「第三十六条の三第一項」を「第三十六条の七第一項」に改め、同条第一項中「第五十条第六号の規定により直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた」を「第五十条第七号の厚生労働省令で定める」に、「第三十六条の三第一項」を「第三十六条の七第一項」に、「を記載しなければならない」を「とする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の表の下欄に掲げる字句の記載については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、同条第三項中「第一項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、「文字を」とあるのは「文字及び数字を」と読み替えるものとする。

第二百九条の二第三項を削り、同条を第二百九条の三とし、第二百九条の次に次の一条を加える。

（要指導医薬品の表示）

**第二百九条の二**　法第五十条第六号の厚生労働省令で定める事項は、「要指導医薬品」の文字とする。

2　前項の文字は黒枠の中に黒字で記載しなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の色と比較して明瞭に判読できない場合は、白枠の中に白字で記載することができる。

3　第一項の文字については、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため当該文字を明瞭に記載することができない場合は、この限りではない。

第二百十条中「第五十条第十三号の規定により医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない」を「第五十条第十四号の厚生労働省令で定める」に改め、同条第五号中「第二類医薬品のうち、特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定第二類医薬品」という。）」を「指定第二類医薬品」に改める。

第二百十一条第一項中「明りよう」を「明瞭」に改め、同項の表法第五十条第八号の項中「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に改め、同表法第五十条第九号の項中「第五十条第九号」を「第五十条第十号」に改め、同表法第五十条第十号の項中「第五十条第十号」を「第五十条第十一号」に改め、同表法第五十条第十一号の項中「第五十条第十一号」を「第五十条第十二号」に改め、同表法第五十条第十二号の項中「第五十条第十二号」を「第五十条第十三号」に改め、同表法第五十条第十三号の項中「第五十条第十三号」を「第五十条第十四号」に改め、同条第二項中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第二百十四条第二項中「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

第二百十五条第一項の表法第五十条第八号の項中「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に改め、同条第二項の表法第五十条第七号の項中「第五十条第七号」を「第五十条第八号」に改め、同表法第五十条第八号の項中「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に改め、同表法第五十条第九号の項中「第五十条第九号」を「第五十条第十号」に改める。